

寫

復二第四四一號

昭和二十一年十二月六日

復員廳第二復員局長

大阪地方復員局總務部長

各地方復員局長 殿

保有物件處理委員會決定覺の件送付
首題の件別紙のやうに送付する。

(別紙 添)

「終」

0697

保有物件處理委員會決定覺

二二一、一六

中央保有物件處理委員會

一 差當り使用又は供給の用途のない物件は速かに移管又は拂下げの措置を講ずるため

二 十二月初旬地方復員局主務部員を招集して右措置について打會を行

ふ

三 中央地方處理の限界の腹案を定める

四 第二回保有物件現況視察は關係各省と協議の上處理方法の見直しのこととした時機ね來年一月頃實施のこととして準備する

五 「リスト」を常時整備すると共に事務處理に便ずる爲に保有物件現況月報を提出させる事とする

六 各地方復員局提案事項については速に研究解決し又は措置する
右に關聯して概ね毎月一回委員會を開くこととする

(註) 懸案事項例へば舞鶴の「ワイヤー」を船艇用品會社へ拂下の件の如きは早急に處理す

(終)

保有物件處理委員會決定覽

二一、一一、一八
中央保有物件處理委員會

一、遺修課、選航課關係

(イ) 遺修材料中特定のもの（例へば水銀、電線、銅線、フェロアロイ、大型蓄電池等）は個別的に且速かに處理することとして保有冊を調査する

(ロ) 十一月十四日公布商工省令第四十九號による「パイプ」類臨時措置規則に抵触しないように處理する。

二、掃海課關係

(イ) 掃海具遺修材料の「ワイヤー」及浮標等の今後確保を要する数量及處理して差支えない数量を決めるために現在の手持資材と今後の掃海具製造見込量との關係を委員會に於て掃海課から説明する

(ロ) 「パラベン」内に裝備してある水銀（一個につき二二キロ）の處理は「パラベン」を兵器處理委員會に引渡された後別個に金屬配給機關に引渡されることを前提として引渡先及び數量を明確にするよう處理する

0699

英會計課關係

掃海課は「バラベン」の個數を調査する

(イ) 廳用物品である家具類は地方處理とする但し廳舎を移管する場合には家具類も一しよに移管する必要があるから過度に家具類を出して空にせぬやう注意する

(ロ) 纖維製品、「ゴム」製品、電話器の處理は補給部補給用物件と歩調を合せ補給部を窓口として實施することとする

四補給部關係

(イ) 衣糧處理に關しては補給部衣糧班案通り差當り不要の見込のものだけを處理することに意見の一致を見たが左のことを考慮する必要がある

(ロ) 「ビタミン」食及び植物油の處理の時機と要領を研究する

(ハ) 被服類のうちで軍特有のもの例へば航空夏襟巻、練飾等については今後の轉換活用方法を研究して商工省主務當局に參考通知する

(ニ) 第二種需品の處理に關しては補給部需品班案によるが運航課、掃海課で今後の運航、掃海状況を想定して一應検討する

(ヘ) 艦船から廢場して遺修課其の他で保管して居るものうちの不要物件

を適切に處理する

(一註) 以上各種物件の處理に當つては法規通りの手續をふむこと「終二

昭和二十一年十二月二十八日

大阪地方復員局総務部長

横須賀地方復員局総務部長
連航部長 殿

米軍取得物件托送の件通知

葛城及鳳翔から揚陸した左記物品は在横須賀米海軍艦隊司令部に引渡しするものに付柴橋に托送す。葛城から貴部から米軍に引渡されたい。

記

品名	呼稱	数量	摘要
九十糶探照燈反射鏡	"	二	鳳翔揚陸物件
二十糶信號燈二個入	"	一	
六十糶探照燈反射鏡	"	一	葛城揚陸物件
百十糶探照燈反射鏡	箱	三	

(終)

0701

復總務部

復前第七八九號

昭和二十一年十二月二十七日

十二月二十八日送付



局長

何道通知

復前第二機動司令部

復前第二機動司令部

九〇海探照灯及射鏡

一〇〇機

六〇機

來函にて記述致します

為送付先

復前第二機動司令部

課附

廣

總

局

大坂地方復前司令部



海軍

0702

本署から...
昭和三十二年十二月三十一日...
一〇號ノ五十一番は長...

昭和三十一年十二月三十日

局長

大阪地方復員局長殿

保管物資放出の件報告

二月二十日津波の爲被害を受けし被服、糧食中左記物品放出致し未した。

品名	呼称	数量	摘要
乾麵	麩	二二五〇〇	津波による被害農家に報告の通にして罹災者三十名朝食出来ざるに付役場の懇願により放出せり
大豆		四四五〇〇	海水泥浸入せし爲隊内に於て處理困難に付村の惨狀に鑑み放出せり
大豆		四二〇〇〇	
大豆		五四五六〇〇	

需品部長
課長
庶務課長
總務部長
昭和三十二年十二月三十日
大阪地方復員局長殿
保管物資放出の件報告
津波による被害農家に報告の通にして罹災者三十名朝食出来ざるに付役場の懇願により放出せり
海水泥浸入せし爲隊内に於て處理困難に付村の惨狀に鑑み放出せり
第二復員

0703

(別紙領收書添)	被	襦
	服	米
	相	疋
	三五	四〇〇〇
	同	同
	右	右

(終)

後編本巻十三行裏紙

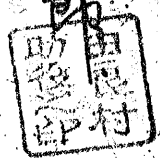
第二復員

0704

品名	数量	備考
乾麴	五〇〇〇	袋
大	四〇〇〇	俵
厚燗	五〇〇〇	箱
精米	四〇〇〇	俵
右糧	八	領收文

昭和二十一年十月二十三日

由良村長代理助役 玉置義利



段神橋通部 忽伊派造部 吉計長殿

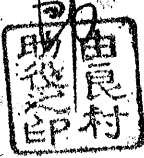
0705

品名	数量	領收書	取立品	事
被服 樹	三五		半靴 靴下 等 補 品	

被服、水着者用トシテ領收ス

昭和五年十一月三日

由良村長代理助役 玉置義太郎



阪神拂海部紀伊派選部主計長殿

0706

阪世(復)第

八號

ノ五二

昭和二十一年十二月五日

大阪地方世話部第二復員課長

大阪地方復員局總務部長殿

消耗品必要數について通報

當課事務進行上に要すの通常物品消耗品見積高別紙の通りである

伊吹

一別紙添一

一終一

課附

庶務課長

復員局

復員課

三補

新長

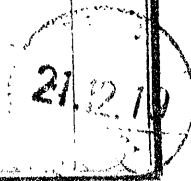
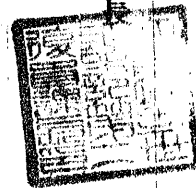
西田野郎

室田平仁

富田

下補

本日の復員局事務は通員



0707

品名	一ヶ月消耗高	(30月分) 總計			
美濃罨紙全葉	1,000	30,000	印字機用複寫紙	100	3,000
・ 半葉	2,000	60,000	・ インク	1	(本) 30
模造罨紙全葉	500	15,000	・ 油	1	(本) 30
・ 半葉	5,000	150,000	複 寫 紙	100	赤 300 黒 3,000
雜 用 紙	5,000	150,000	原 紙	50	1,500
和 紙	1,000	30,000	謄寫判用インク	1	(本) 30
洋 紙	500	15,000	・ 絹 粹		15
私 製 葉 書	500	15,000	留 針 (大)		(箱) 15
イ ン ク	3	(本) 90	ク リ ッ プ (小)	10	(箱) 300
スタンプインク		(打) 3	ペ ン 先	100	(本) 3,000
印字機用紙	1,000	30,000	ペ ン 軸	5	(本) 150
・ 原紙	200	60,000	鉛 筆	赤 10 黒 60	300 1,800本

8020

骨	筆	5	(本) 150	綴	紐	50	1・500	
鐵	筆	5	(本) 150	綴	紐	メ-トル 500	メ-トル 15・000	
千	枚	5	(本) 150	見	出	紙	2	60
封	筒	1・500	45・000	墨			2	60
・		50	1・500	消	コ	△	5	150
・		100	3・000	毛		筆	10	300
・	(最大)	100	3・000	内	絃	マツチ	20	600
白			(箱) 10	表		紙	50	1・500
馬		1	(個) 30					
椽	椽	15	450					
板		5	150					
電	球	100W 40W	5 5					
俵	給	1・000	30・000					

0709

需品部
經理部

課附

庶務課長

總務課

局長

局長

大坂地方復興局長殿
昭和二十二年一月二十七日 被復濟

二月三日 送付

復員部 第二復員局長

着 佐世保地方復員局長

受 佐世保地方復員部補給部鹿兒島出張所長

第一一番電

佐世保地方復員部補給部鹿兒島出張所保有被服糧食は左記に依り
處分の事に定めらる

記

被服

佐復補第一八九號處分計画に依り實施のこと

乾燥米、澱粉糧食は本部へ送付すること但し包装不良の爲輸送中

査閱
淨書
校合
發付
③

2



22.2.7.
接受

0710

腐敗損棄の虞あるものは鹿兒島縣廳及び最寄食糧事務所と協議の上内務省へ返還の手續をすること

2 鮭詰魚肉は本部へ引取ること

3 乾燥味噌及び乾燥醬油は鹿兒島縣統制會社へ現品を引渡し昨年十二月十二日附復二第449號の手續を爲すこと

4 ビタミン食鹽及航空元氣食は内務省へ返還のこととし現品は厚生省へ直接引渡のことに定めらる詳細は後電す

5 固型卵黃は後電す

6 茶は大分縣及び佐賀縣へ折半配分のことに定めらる現品は兩縣廳と協議の上處分の事

7 乾燥鰯卵、乾物、乾燥野菜、ソース類、調味用乾魚及び鱈魚肉は鹿兒島

縣廳と協議の上處分する事

8 右以外は全部本部へ引取る事

乾魚肉

(終)

0711

阪警 第三二號

海軍

局長	事務部長	副官	課附
宛	總理部長 神宮部長	文書 日附 昭和三年一月二十九日	發 總務部長
物件処理報告に當る件照會			
二復總第一九號 照會に依る首題の件			
毎月五日迄に五通送付するに			
處理事項なきときは其の旨			

査閱
 淨書
 校合
 一月二十九日
 發付

主務 一月二十七日提案

西大36 奉納

0712

大阪地方復員局總務部長殿

一復員第一九號

昭和二十二年一月十五日

局長

總務部長

總務部各員

課長

課長

各地方復員局局長宛

物件管理規程に於ける件用書

旨趣の仲は別紙様式により迅速提出のことに取計はれたい

別紙様式

編行先

各地方復員局局長

総務部長

復員第一九號

22.1.27

0713

別紙

物件處理報告 月 日 (横須賀) 地方復興局

引渡先	處理要領	區分		品名	数量	特殊物件以外計		記
		在所	件			数量	計	
(海運) 總局 (株) 轉	(株) 轉	(體) (備給所)	(津重信號旗)	(枚)	(二)	(一)	(三)	復二第(號)による
横須賀市久里濱町 株式会社 (株) 久里濱會館	神奈川縣廳 (株) 轉	(體) (備給所)	(洋)	(個)	(三)	(一)	(四)	復二第(號)による 設計のもの
(日) 本 鋼 鐵	神奈川縣廳 (株) 轉	(適) (倉庫)	(機)	(個)	(一)	(一)	(二)	復二第(號)による
(神奈川縣廳) (株) 轉	(株) 轉	(體) (備給所)	(救命機)	(個)	(一)	(一)	(二)	復二第(號)による
		(掃) (備給所)	(鋼索八輪)	(米)	(一)	(一)	(二)	もの

備考

- 一 毎月頭、前月中に處理したものを収まらぬ報告するものとする
- 二 内務省に保出したものと、他官廳に保出したもの一記註列。引渡

0714

先、海運總局一及び其の他に区分して記入し、内務省に供したものは、内務省を通じ復員局の差込先に引渡したものの一記註例、引渡先、久里濱會館一、般兵衛屋、安永會に引渡したものの一記註例、引渡先、日本鋼管一及び其の他一引渡先を差込しなかつたもの、記註例、引渡先、藤原川縣廳一に分けるものとする。

三 区分欄は補給用物品、軍用品、修理材料一前記を含む一別を記入するものとする

四 向相給用物品は更に第一補用品、第二補用品、指揮器具、水陸脚車、燃料、被服、糧食及び治療品に分けるものとする
括弧内は記註例を示す。

(2道)

局

課

廣務課長

課附

需品部長

課長

大阪地方復員局長殿

調査局一発末八一号

復二第五八

昭和二十二年一月二十五日

内務省調査局長

復員局第二復員局長

關東都道府縣知事
佐世保、舞鶴、倉敷、地方復員局長
大漢

特種物件中保存期限迫つた鹽干魚
類の處理に關する件

需品の件については原則として、且、關第二復員局から内務省調査局に正
式送達の手續を経て處理されるものであるが緊急處分を乞ふるものと認

22.1.31
接受

0716

められる保存期限迫つた盤子魚に限り例外として左記の條に處理して
差支えない

記

- 一 所在都道府縣廳特種物件主管官と協議の上採下すること
- 一 一品類二十屯を越えるときは中央から指示する
- 一 本件實施の都度速かに報告書を内務省調査局長及復興廳第二復興局長へ送ること

(施行注意)

關係都道府縣とは神奈川縣、廣島縣、福岡縣、鹿児島縣、
長崎縣、京都府、大阪府、青森縣、を謂ふ
尙本文の爲を他の都道府縣知事宛送付

農林省水産局長

竊意 佐先

佐世保地方復興局補給部

福岡 出 廣島 長

改任総務部長

阪復經物第 三 號

昭和二十二年一月二十五日

大阪地方復員局經理部

物品會計官吏 前 田 三 郎

22.1.28 接受

復員局第二復員局總務部長 殿

關用物品（備品）異動報告

復員局第四一號關用物品による保有物品圖書第一及び第二は昭和二十二年一月二十日現在にて別紙の通り異動した

（別紙添）

（終）

兼送付先 大阪地方復員局總務部長
第二復員局經理部長

局

總務部

附

余

0718

事務部より選納			一補給部より選納																				
事務椅子	事務椅子	事務椅子	事務椅子	事務椅子	事務椅子	事務椅子	事務椅子	事務椅子	事務椅子	事務椅子	事務椅子	事務椅子	事務椅子	事務椅子	事務椅子	事務椅子	事務椅子	事務椅子	事務椅子	事務椅子	事務椅子	事務椅子	
個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個
三七	四三	一	一〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
應接用長椅子	書組戸棚	黒板		計算器	金庫	應接用長椅子	タイプライター機	助置台	黒板														
個	個	個		個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個
一	七	一		一	二	三	一	九	一														
二重鏡台	鏡台	消火器		被服箱	被服戸棚	消火器	書組戸棚	書組整理箱	乙辦椅子														
個	個	個		個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個
一	二	一五		三	一	四	七	一〇	五														

0719

三編務部へ供用	被服箱	二個							
四和歌山地方世話部第二復員隊へ供用	金庫	一個	兩袖机	一個	乙號椅子	三個	兩轉椅子	二個	
	應接甲長椅子	一個							
五編務部へ供用	兩袖机	一個	兩轉椅子	一個	助置台			二個	
	書櫃戸棚	二個	黒板	一個	被服戸棚			一個	
六大阪地方復員局補給部（神戸掃海部渡）へ保管轉換	事務机	七個	邦文タイプライター					一台	
	乙號椅子	一〇個	活字貯藏箱					二個	
七編務部より還納	安樂椅子	二個							
八編務部第二に財掛椅子二個記入簿に付書追加									

0720

左記物品數損不毀の爲圖書第二より第一の方へ轉記す

脚 寫 板	肘 掛 椅子	座 務 用 長 椅子	乙 種 椅子	脚 轉 椅子
・	・	・	・	個
一	二	三	一 四	三
腰 台	學 務 機	書 類 戸 棚	安 樂 椅子	脚 接 椅子
・	・	・	・	個
一	九	二	四	一 三

(終)

0721

大阪地方物件処理専員長殿

阪復部第六號ノ一

昭和二十二年一月三十一日

大阪地方復員局經理部長

局長

中央物件處理委員長 殿

總務部

物品異動報告

庶務課

本年阪復部第四號の保有物品調査第二備品の部會計官更替庫物品
品種・數量(略)會は全部保有物品調査第一(不申物品)に變更する
尚爾今狀況により調査第一(不申物品)より取扱主任に供用することが
あるから了承され度い 勿論その場合は異動報告する

(終)

兼送付先

大阪地方物件處理委員長
第二復員局經理部長

一月三十一日

22.1

0722

和行中務局長

阪復經契第六号

昭和二十二年一月十四日

大阪地方復員局經理部契約課長

局

南の建第... 株式會社御中
入札に際する件通知

總務部

記に依り當局所屬毀損用品拂下に関し打合し度いかり

希望すれば出頭さし度い

記

一、日時場所 一月十一日(火)一〇〇〇 於當局經理部

二、拂下物品 別表の通

三、其の他

(イ)當日定刻までの不参加者は棄権と看做す

(ロ)状況に依り予定を変更することがある

(終)

(別表は阪復契第六号の別表に同じ)

22.1.15

0723

寫

局長

總務部長

庶務課長

課

大阪地方復員局總務部長殿

復員局第二復員局經理部契約課長殿

昭和二十二年一月七日

大政地方復員局經理部契約課長

舞鶴地方復員局總務部連航課長 殿

海一二六託送の酒保物品に關する件照會

の件に關する二復總務部連航課長宛貴電報を本年元旦且接受したが電
 文中「舞鶴復員兩經理部間ニ、ニ、ニ、詰纏ラス」とある旨題品に關して
 舞鶴上りは最初から何等の連絡もなく且又本品は送付票その他による
 も明らかには當部宛であつて舞鶴とは何等の關係もなく淺野物産の實地出
 張所でも夙に了承済の普貴電文内容は何の意味か不明で恐らく貴課の誤
 解に基いてゐるのではないかと思ふ
 尚首題品は當部の十二月の配給計畫に繰入れて既に配給處分濟であるか
 ら念の爲申添へて置く
 (終)

寫送付先

- 大政地方復員局總務部長
- 復員局第二復員局經理部契約課長
- 舞鶴復員局經理部長

0724

阪復第八號

昭和二十二年一月十三日

大阪地方復員局長

復員局第二復員局長 殿

オノア丸積載へちま處分状況及現狀調査に關する件報告

首題の件調査の結果別紙の通である

（別紙添）

（ 略 ）

第二復員局經理部長

大阪地方復員局經理部長

寫送付先

一月十日の便に於て二復員局長の事務変更手続、平下

0725

蔵財第一〇八三號照會事項調査報告

一 神戸税關貨物課長大藏事務官藤田三藏氏に就き調査の處

(1) 本件は昨二十一年七月に既に京都市四條烏丸大連ビル米車第一車
關司會部中央購買部デクートアイサーより日本郵船神戸支店(業務
課道上秀夫)宛調査指令があり同店は直ちに神戸税關に就き調査の
結果セノ丸積載へチマ三〇梱は昭和二十年八月十日神戸税關(當時
神戸海運監理部)が收容の後芝浦海軍施設補給部大阪出張所に對し
公賣處分に附した事が判明しその旨デクートアイサー宛昭和二十年
七月九日附岡谷文を出してゐる

(2) 其の後神戸税關は復員廳第二復員局より「應本稅務署類調査の結果
セノ丸積載へチマを購買した事實は認められないが間違ではない
か」との電報を受け之に對し税關は當時神戸海運監理部長日下部滋
と芝浦海軍施設補給部大阪出張所長木村光彦との間に締結されたセ

ノア丸積荷ヘチヤ三〇欄外の賣買契約書の寫を添入しての通関書を
 く契約締結者共代金九〇〇〇圓も受け取り荷主不明の爲貸渡中」な
 る旨昭和二十一年八月二十三日附文書にて復員局第二復員局に同書
 支を出してある

〔註〕税關通書には左の事項が明記してある

●ノア丸積荷ヘチヤ「Glass Sponges (Infant)」三〇欄に

積荷名

積荷

船名 昭和十六年八月四日

積荷 十七年二月二十八日

積荷 十七年十二月二十八日

積荷 二十年八月十日

代價 金九千圓餘揚その他進出費差引後八、六二七圓五

租税供託中

別紙第一賣買契約書第三條に依る貨物受渡の代理人として大和産業

株式会社取締役社長伊藤五郎の代りに關する契約書（別紙第二）がある

三、高芝浦海軍施設補給部大阪出張所長本村光彦氏に就き調査の爲本件は既に第二役員局の方から電報で照會があり一本物件は終戦後大和産業に拂下げたものでその後の處分状況は大和産業に聞かねば得らぬ旨一問答したとの事である

四、大阪市東區今橋二ノ四二大和産業株式会社取締役社長伊藤五郎氏に就き調査の處當時の係員が辭職して詳細は明らかでないが社長の記憶では芝浦海軍施設補給部大阪出張所が該物件を引取るに際し別紙借物書の通代行者として引取申事觀となりその借拂下げを受け舞南町警察署と協議し同署管下である舞南町の一部泉北郡（當時大和産業は泉北郡にあり）の大郡の家庭用として配給したとの事である

向會社の帳簿は終戦時舞南町の爲配給對象の数量（何世帯）單價・代價は不詳であるが強品はない旨明言した

四界市南警察署経済防犯課長に就き調査した處本件は警察署が單に大和
産業より該物轉處分に關し相談を受けた丈で前述の如き處分が妥當で
あらうと思ひ指示をした程度で配給對象の數（戸數）並に單價、代價
殘品等に關しては記録がないとの事である

（ 抄 ）

0729

賣買誓約書

第一條 本賣買契約ニ依ル賣買貨物ノ品名・數量・代價及摘要ヲ別紙内
附書ノ進トス

第二條 芝浦海軍施設補給部大販出張所長ハ本契約締結後速ニ代金ヲ神
戶海運局長ニ納付シ納付ト同時ニ貨物受渡ノ一切ノ手續書ニ貨物受渡
ヲ了ス

此ノ場合芝浦海軍施設補給部大販出張所長ハ受渡物品ニ就キ必要ト認
ムル検査ヲ施行スルコトヲ得

第三條 賣買貨物ノ受渡ニ際シ芝浦海軍施設補給部大販出張所長ハ其ノ
指定スル代理人ヲシテ本品ヲ引取ラシムルコトアルベシ

第四條 本契約ニ於テ契約當事者中一方ガ本契約ヲ履行セザルトキハ其
ノ原因ノ如何ニ拘ラズ直ニ本契約ヲ解約スルモノトス

右ノ通賣買契約ヲ締結シ之方證トシテ本契約書貳通ヲ作成當事者双方記
名捺印ノ上各其ノ登進ヲ保有ス

0730

昭和二十年八月十日

神戶海運監理官

日下部

長

芝罘海運監理官

大原

大原

長



0731

賣買貨物目錄

收寄年月日	收寄番號	個數	品名	數量	價	格	備
一九二八年	突發 九八五	三〇個	絲瓜	三〇個	FOUR	〇〇	ノミヤ
一九二八年	一七九七	一箱	毛線手鏡	二打	FIVE	〇〇	
一九二八年	一六四五			一打	SIX	〇〇	
				二打	SEVEN	〇〇	
				三打	EIGHT	〇〇	
				四打	NINE	〇〇	
				五打	TEN	〇〇	
				六打	ELEVEN	〇〇	
				七打	TWELVE	〇〇	
				八打	THIRTEEN	〇〇	
				九打	FOURTEEN	〇〇	
				十打	FIFTEEN	〇〇	
				十一打	SIXTEEN	〇〇	
				十二打	SEVENTEEN	〇〇	
				十三打	EIGHTEEN	〇〇	
				十四打	NINETEEN	〇〇	
				十五打	TWENTY	〇〇	
				十六打	TWENTYONE	〇〇	
				十七打	TWENTYTWO	〇〇	
				十八打	TWENTYTHREE	〇〇	
				十九打	TWENTYFOUR	〇〇	
				二十打	TWENTYFIVE	〇〇	
				二十一打	TWENTYSIX	〇〇	
				二十二打	TWENTYSEVEN	〇〇	
				二十三打	TWENTYEIGHT	〇〇	
				二十四打	TWENTYNINE	〇〇	
				二十五打	THIRTY	〇〇	
				二十六打	THIRTYONE	〇〇	
				二十七打	THIRTYTWO	〇〇	
				二十八打	THIRTYTHREE	〇〇	
				二十九打	THIRTYFOUR	〇〇	
				三十打	THIRTYFIVE	〇〇	
				三十一打	THIRTYSIX	〇〇	
				三十二打	THIRTYSEVEN	〇〇	
				三十三打	THIRTYEIGHT	〇〇	
				三十四打	THIRTYNINE	〇〇	
				三十五打	FORTY	〇〇	
				三十六打	FORTYONE	〇〇	
				三十七打	FORTYTWO	〇〇	
				三十八打	FORTYTHREE	〇〇	
				三十九打	FORTYFOUR	〇〇	
				四十打	FORTYFIVE	〇〇	
				四十一打	FORTYSIX	〇〇	
				四十二打	FORTYSEVEN	〇〇	
				四十三打	FORTYEIGHT	〇〇	
				四十四打	FORTYNINE	〇〇	
				四十五打	FIFTY	〇〇	
				四十六打	FIFTYONE	〇〇	
				四十七打	FIFTYTWO	〇〇	
				四十八打	FIFTYTHREE	〇〇	
				四十九打	FIFTYFOUR	〇〇	
				五十打	FIFTYFIVE	〇〇	
				五十一打	FIFTYSIX	〇〇	
				五十二打	FIFTYSEVEN	〇〇	
				五十三打	FIFTYEIGHT	〇〇	
				五十四打	FIFTYNINE	〇〇	
				五十五打	SIXTY	〇〇	
				五十六打	SIXTYONE	〇〇	
				五十七打	SIXTYTWO	〇〇	
				五十八打	SIXTYTHREE	〇〇	
				五十九打	SIXTYFOUR	〇〇	
				六十打	SIXTYFIVE	〇〇	
				六十一打	SIXTYSIX	〇〇	
				六十二打	SIXTYSEVEN	〇〇	
				六十三打	SIXTYEIGHT	〇〇	
				六十四打	SIXTYNINE	〇〇	
				六十五打	SEVENTY	〇〇	
				六十六打	SEVENTYONE	〇〇	
				六十七打	SEVENTYTWO	〇〇	
				六十八打	SEVENTYTHREE	〇〇	
				六十九打	SEVENTYFOUR	〇〇	
				七十打	SEVENTYFIVE	〇〇	
				七十一打	SEVENTYSIX	〇〇	
				七十二打	SEVENTYSEVEN	〇〇	
				七十三打	SEVENTYEIGHT	〇〇	
				七十四打	SEVENTYNINE	〇〇	
				七十五打	EIGHTY	〇〇	
				七十六打	EIGHTYONE	〇〇	
				七十七打	EIGHTYTWO	〇〇	
				七十八打	EIGHTYTHREE	〇〇	
				七十九打	EIGHTYFOUR	〇〇	
				八十打	EIGHTYFIVE	〇〇	
				八十一打	EIGHTYSIX	〇〇	
				八十二打	EIGHTYSEVEN	〇〇	
				八十三打	EIGHTYEIGHT	〇〇	
				八十四打	EIGHTYNINE	〇〇	
				八十五打	NINETY	〇〇	
				八十六打	NINETYONE	〇〇	
				八十七打	NINETYTWO	〇〇	
				八十八打	NINETYTHREE	〇〇	
				八十九打	NINETYFOUR	〇〇	
				九十打	NINETYFIVE	〇〇	
				九十一打	NINETYSIX	〇〇	
				九十二打	NINETYSEVEN	〇〇	
				九十三打	NINETEENTY	〇〇	
				九十四打	NINETYFOUR	〇〇	
				九十五打	NINETYFIVE	〇〇	
				九十六打	NINETYSIX	〇〇	
				九十七打	NINETYSEVEN	〇〇	
				九十八打	NINETYEIGHT	〇〇	
				九十九打	NINETYNINE	〇〇	
				一百打	HUNDRED	〇〇	

0732

昭和二十年八月 日

約 書

大阪府最北郡高石町南一〇六九番地
大和産業株式会社取締役社長 伊 藤 重 郎

神戸商船運送部 御中 (現在ノ後開)

昭和二十年八月一日附芝浦海軍施設部大阪出張所ヨリ貴部宛一書
版第一ノ一六八七號ニ係ル貴部取寄貨物運受ニ關シテハ弊社ニテ一切
代行致スニ付ニ相成厝候ニ付テハ運輸上ノ都合致ニ現下ノ状態ニ鑑ミ
務請諸君トハ代金支拂前ニ現品ノ引取ヲナス場合ハ書類上ノ手續ハ勿論
代金支拂ニ關シ弊社ニ於テ一切ノ責任ヲ以テ解決可致貴部ニ對シテハ弊
ノ御意感ヲモ相對申聞敷此取寄貨物候也

以上

0733

玉文

局長

総務部

事務部長
事務課長
事務主任

阪復第八號

昭和二十二年一月十日

大阪地方復局長 局長

復員子弟ニ復局長殿
セウ丸後載ハチチ今分就境調査ニ関スル報告

首魁ノ仲調査ノ結果別紙ニ通シテ

別紙(ホ) 兼

昌徳行宛 和信局總務部長

大阪地方復局長 事務課長

報
事務課長
事務主任
事務係長
事務係員

大阪用使便に於て
事務課長
事務主任
事務係長
事務係員

0734

別紙

蔵第〇三三号照会事次調査報告(不度良直之局経理部)

神戸税関 貨物課長 大光事務部 藤田 三光氏に就

札内(右)本件は昨辛酉七月に既に京都市四條島

(9)

丸大建ビル米子才二平園司令部中央購買部テラートアーサー
7 日本郵船神戸支店(業務課通上平方夫)宛 調査指令

少少同否は多直下に神戸税関に就て調査の結果不
了丸掲載(ケマ三) 相は昭和辛酉(八月) 神戸税関(五)

時神戸海運監理部) 申が收容の後 神戸 其油海軍施設
神給部 大改出張所 以村の公費外今に附した子が判明

0735

しつと日
しつと日
四月六日附

(2) 其の後、神戸税関は、復名を「オ」復名局より「施本課務書院

調査の結果、せうれ税関へ「マ」を購買したる金は認められ
ないが、同達には「イ」のとの電報を受け、之に對し、税関は「

時、神戸海運監理部長日下部滋と、其海軍部ハ又海軍部
大臣出張所長市村光彦との間に締結された「マ」三。租外

の「マ」買製約書の寫と添へ「この海運監理部長日下部滋と、其海軍部ハ又海軍部
大臣出張所長市村光彦との間に締結された「マ」三。租外

八月二十日附文書に(總て分書便名局)に因る文を出さるる

(註)實際挽回論書

には横在の字が明記にある

せふれ落載(今々) (glass sponges. "Loofball") (註)

陸揚 沢村 十一年八月二十

小春 十七年 五月 八日 爲吉 落載

陸揚 昭五十二年八月四日

飯倉 十七年 二月 二日

公広 十七年 五月 三日

公堂 二十一年 八月 十日

代価 昭九改月 陸揚より諸君費用引取八百三十圓銭を

供致中

(イ) 別紙第一番寄附の書が三條に依る官務受取の代行人として
大和産業株式会社に 取締役社長 伊藤五郎一の代りに用

す。誓書の書別紙第二番がある。

二 旧芝浦海軍施設部 古谷出展所長 木村克彦氏に對し

(一) 親筆附書の

増田君外。本件は既に中央官報局の方から登載して
今があり、本物件は給収後大和産業株式に拂下げたものなり。

その後の処分状況は大和産業株式に問わねばならない。同様に
正とのみである。

0738

本署より送付書あり
大和産業株式会社 取締役 伊藤 五郎 氏に送付書あり

當時の調査詳細は不明なるが社長の内信には
物件の調査詳細は不明なるが社長の内信には
物件の調査詳細は不明なるが社長の内信には

別紙送付書あり

該物件を引取りに際し 銀行等より引取中 経過となり、その
儘押下り之をやり 押下り南洋産業等と協議 押下りの

（同業系下りあり）

本署に即ち 當時大和産業は本署にありとの本部の家運用

と記述あり

南谷 氏より送付書あり

本署より送付書あり

0739

尚、会北の賑博は終成町境部、及、所詮は表の
如き(所々)等、所々には、
改昌は、あると明言した。

0739-2

右の如く

将軍南無宗の御説、若下ノ御宗ノ御説ノ道

心算合ス、タノ己代同ノ志、九ノ内ノ御宗ノ御説

御説ノ道

御説ノ道、御説ノ道、御説ノ道、御説ノ道

四、場市南無宗の御説、御説ノ道、御説ノ道、御説ノ道

御説ノ道、御説ノ道、御説ノ道、御説ノ道

御説ノ道、御説ノ道、御説ノ道、御説ノ道

御説ノ道、御説ノ道、御説ノ道、御説ノ道

御説ノ道

御説

0740

新紙子二

誓約書

昭和三年八月 日

大政府泉沢郡高石町南一〇六九番地

大和屋業下持込合比爾為印代表伊藤五印 (印)

神戸海運監理部より (現在ノ鏡実)

昭和三年八月一日附芝浦海軍施設部及出張所より出部表及
 浦段第一一六八七号ニ係ル出貝部収容貨物譲渡及二箇ニテハ弊社
 一切代行致スニ付或是候ニ付テハ運輸上ノ都合並ニ現下ノ外情ニ
 鑑ミ契約締結等々ハ代官支拂前ニ現品ノ引取り及協合ニ書致上ノ
 手續ソハ論代官支拂ニ関シ弊社ニ於テ一切ノ責任ヲ以テ解任
 可致貴部ニ付シテハ聊々ハ海運惑ヲ又担掛申内取此致其能也

以ヒ

誓約書

本誓約書之儀ハ海運に關シ且其物其代而為擔保ノ別紙内ハ
 一
 二
 三

寫

0741

書一通り

一、世田海軍施設神給部古後古原行長、本契約締結後進之代官ヲ仰ル
海軍局長ニ取付、細何ト同時ニ此等受取一切ノ平換並ニ受取
並ニ返付了ス

二、此場合世田海軍施設神給部古後古原行長ノ受取物為ニ此ノ必要ノ限ヨリ檢
査ヲ施行スルコトヲ得

三、本契約締結後、世田海軍施設神給部古後古原行長ノ取付ニ代官
ヲシテ本局ヲ引取ルコトヲ得

四、本契約締結後、本契約締結者中一方が本契約カ履行セザル
ハ其後固メ如何ニ紛ラズ、速ニ本契約ヲ解除スルコトヲ

得、本契約締結後、本契約締結者中一方が本契約カ履行セザル
事、或シテ本契約カ履行セザル
事、或シテ本契約カ履行セザル
事、或シテ本契約カ履行セザル

昭和二十二年八月五日

世田海軍施設神給部古後古原行長

印

世田海軍施設神給部古後古原行長

印

世田海軍施設神給部古後古原行長

RM 15 (複製 63)

0742

0744

取締役社長 伊藤 藤五郎

大和産業株式会社

Loopholes (Glass Spring)

本社 大阪市東區今橋二丁目四二番
電話 六一六八
工場 大阪・小橋・金澤
支店 東京・山崎・下之關

二七四八

27.1.11.

大和産業株式会社
取締役 中村 廣三

本社 大阪市東區今橋二丁目四二番
支店 大阪市南區心齋橋二丁目二四番
電話 六一六八
支店 東京 ① 二七四八 ② 二七四九

22.1.13.

神戸海運監政印

貨物課長 藤田 三藏

神戸 統開

22.1.8.

大和出張所 藤田三藏印

神戸海運監政印

前月利

(全野紙)

BM 45 (規格 B4)

0746

0745

GORO ITO
PRESIDENT

FACTORY:
Tokyo, Osaka, Otaru,
Kanazawa, Hashimoto,
Yamaguchi, Shimonoseki.

Yamato Sangyo Kabushiki Kaisha
42, Imahashi 3-Chon e, Higashi-ku,
OSAKA, JAPAN.
Tel. Higashi 1168, 1169

Tokyo, Kanazawa, Yamaguchi

大和産業株式会社
株主 大和

本社 大阪市東区小橋二丁目四二ノ五
直営 大阪市南区心斎橋二丁目二四
電話 東 〇二一六八一九番
二七四八九番

中村 廣三

1.13.

大藏事務官 藤田 三藏

神戸税關 21.8.

(全野紙)

神戸海運監政印

神戸海運監政印

大蔵出願所 木村

一、毛手紙 七、三、三十一
昭和十一年八月十日

左記

左記物品者部ニ於テハ神戸海運監政印
免稅物致反此物及申付書

免稅申書

前月利

BM 45 (規格 B4)

0746